

〔目次〕  
P1 東金税務署長  
着任挨拶  
P2～P4 定額減税  
と年末調整に  
ついて  
P4 11月記帳相談  
会のお知らせ

# 青色東金広報

発行日  
令和6年8月吉日  
発行者  
東金市南上宿 2-8-16  
一般社団法人東金青色申告会  
会長 板倉 孝夫  
電話 0475-52-1284  
FAX 0475-55-5219  
<http://www.touganeeairo.or.jp>

## 着任のご挨拶



東金税務署長 木村 政文

7月10日付けで東金税務署長を拝命いたしました木村でございます。7月10日付けで東金税務署長を拝命いたしました木村でございます。

一般社団法人東金青色申告会の皆様には、本紙面をお借りしてご挨拶申し上げます。板倉会長をはじめ役員の皆様並びに会員の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っており、心より感謝申し上げます。

また、一般社団法人東金青色申告会におかれましては、これまで永年にわたり「記帳指導」や「確定申告期間中の青色コーナー」における青色申告制度の普及等を通じて、健全な税知識の普及に多大なご支援とご協力をいただくなく、令和5年分の確定申告は、例年の会員の皆様への決算指導等に、インボイス登録を機に新たに課税事業者となられた会員の皆様の消費税申告への対応も加わり、大変ご多忙な中にもかかわらず、インボイス制度の周知・広報等も含め、貴会の活動に対しまして、あらためて心から敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

さて、インボイス制度について申し上げますと、新たに課税事業者となられた多くの事業者は、2割特例により申告・納税を済ませております。今後は、インボイスの保存を含めた記帳慣行の定着と事業者のデジタル化に向けて会計ソフトを使用した記帳・帳簿保存を一層推進していくことが極めて重要と考えており、これらの取組の実施に当たりましては青色申告会の皆様との連携・協力が欠かせません。東金税務署におきましても、貴会の活動にできる限り協力をさせていただきますとともに、一層の協同関係を築いていきたいと考えておりますので、引き続き、お力添えいただきますようお願い申し上げます。

結びになります。一般社団法人東金青色申告会の益々のご発展と役員並びに会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の着任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



副署長  
宮之元 博文(留任)



第一統括官  
瀬畑 義行(留任)



審理指導担当上席  
赤城 嘉一(新任)

東金税務署には、多方面にわたり、青色申告会の活動を支援いただいております。令和6年度も1年間よろしくお願ひいたします。

### 東金青色申告会 8月～12月事業計画

月日	事業内容	月日	事業内容		
8	上旬	広報発行	11	1日	東金支部:確定申告に向けた記帳相談会(要予約)
	13日～16日	青色会館夏季休業		5日・6日	終日:受託事業(記帳・会計ソフト方式)
	21日	会計ソフト個別相談会		10日	税を考える週間街頭キャンペーン(サピア・大網ベイシア)
	28日・29日	終日:受託事業(記帳・会計ソフト方式)		14日	納税表彰式
	31日	青年部主催:会計ソフト個別相談会(18時～)		19日	松尾支部、蓮沼支部:確定申告に向けた記帳相談会
9	13日	理事・事務長会議	20日	成東支部:確定申告に向けた記帳相談会	
	18日・19日	終日:受託事業(記帳・会計ソフト方式)	21日	会計ソフト個別相談会	
	24日	会計ソフト個別相談会	22日	九十九里支部:確定申告に向けた記帳相談会	
	28日	青年部主催:会計ソフト個別相談会(18時～)	23日	税を考える週間街頭キャンペーン(山武市産業祭)	
10	1日・2日	終日:受託事業(記帳・会計ソフト方式)	26日	山武支部:確定申告に向けた記帳相談会	
	中旬	広報発行(12月・1月行事予定)	27日	大網支部、光支部:確定申告に向けた記帳相談会	
	22日	会計ソフト個別相談会	28日	理事会 / 税務研修会	
	26日	青年部主催:会計ソフト個別相談会(18時～)	30日	白里支部、横芝支部:確定申告に向けた記帳相談会	
	30日	理事会		青年部主催:会計ソフト個別相談会(18時～)	
		12	12/2～12/13	確定申告に向けた会計ソフト利用者個別相談会	
			12/28～1/5	青色会館冬季休業	

## 《定額減税と年末調整…どうやるの?》

### ★★ステップ1★★ まず、定額減税について基本的なことからおさらい!

#### 《ポイント》

- ①対象となる人は、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の人です。
- ②定額減税の対象となるのは、**令和6年分の所得税**です。
- ③控除される金額は?
  - ・本人(居住者に限る)=30,000円
  - ・同一生計配偶者又は扶養親族(いずれも居住者に限る)=1人につき30,000円
- ④6月1日後に同一生計配偶者又は扶養親族に異動等があっても、**月次減税額の再計算はしません。年末調整又は確定申告で調整します。**

#### 《減税の方法は》

- ①「扶養控除等申告書」を提出(必須)した給与をもらっている人は、**6月1日以降に支給される給与・賞与に係る源泉所得税から控除し、控除しきれない場合は、翌月以降も同じように処理します。**



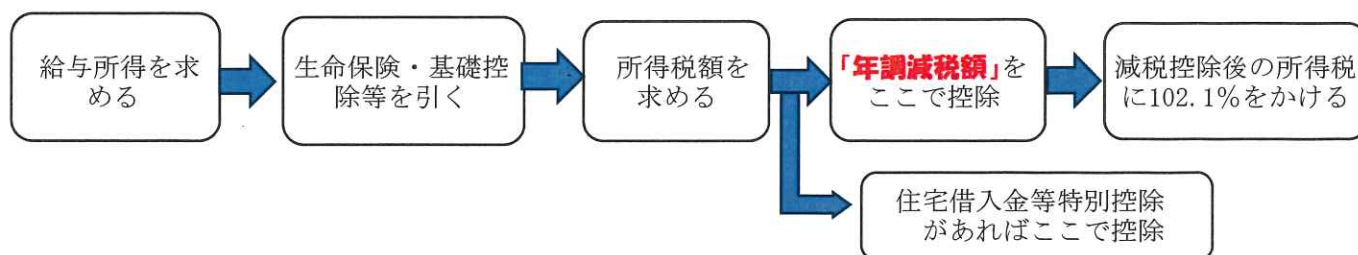
「各人別控除事績簿」を利用するとわかりやすいですね!

「各人別控除事績簿」は国税庁ホームページに掲載されています。

### ★★ステップ2★★ 年末調整ですることとは?

#### 《年末調整での減額方法》

- ①まず、**定額減税に該当するかどうかの確認**をします。(合計所得金額が1,805万円を超えていれば、)年末調整時は年調所得税額から年調減税額を控除せずに年調年税額の計算をします。  
なお、給与収入が2,000万円を超える人は、年末調整の対象になりませんので、確定申告で精算を行います。
- ②**対象者ごとに年末調整で行う減税額を求めます。**その際、「扶養控除等申告書」・「配偶者控除等申告書」等により確認します。
  - ・「本人30,000円」と「同一生計配偶者・扶養親族に1人につき30,000円との合計額を求めます。(注意:配偶者の合計所得金額は48万円以下です。)
- ③定額減税の基準日以後(6月1日後に出生等で扶養する親族が増えた場合は、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載します。
- ④対象者ごとに、給与所得から社会保険料、生命保険控除、扶養控除等を引いた後の所得に対し所得税率をかけて税額を求め、再計算をします。



- ⑤計算に便利な「年末調整計算シート」を利用すると便利です。  
「年末調整計算シート」は国税庁ホームページに掲載されています。

《事例を使って理解を深めよう!》

①【記載例】＜源泉徴収簿を利用する場合＞

青色 花子さん

専従者給与＝毎月120,000円

扶養家族＝なし

毎月の所得税額＝1,750円

定額減税額＝30,000円

所得から控除するもの＝基礎控除のみ

給料 月額120,000円×12月

1月から5月までに支払った所得税

区 分	金 額	税 額
給料・手当等	① 1,440,000円	③ 8,750円
賞与等	④ 0	⑥ 0
計	⑦ 1,440,000	⑧ <b>8,750</b>
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 890,000	所得金額調整控除の適用

⑨890,000-⑩480,000

基礎控除額	⑱ 480,000	
所得控除後の合計額	⑳	
差引課税給与所得金額 (⑪-⑳) 及び算出所得税額	㉑ 410,000	㉒ 20,500
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓	
年調所得税額 (㉒-㉓、マイナスの場合は0)	㉔ 20,500	
年調年税額 (㉔×102.1%)	㉕	<b>0</b>
差引超過額又は不足額 (㉕-⑧)	㉖	<b>△8,750</b>
超過額の清算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉘
	差引還付する金額 (㉖-㉗-㉘)	㉙ <b>8,750</b>
同様のうち	本年中に還付する金額	㉚ <b>8,750</b>
	翌年において還付する金額	㉛
不足額の清算	本年最後の給与から徴収する金額	㉜
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉝

6年分所得税 ㉑×税率5%

ここで定額減税 20,500-30,000

1月から5月までに納めた所得税

②今回は、余白に次の1行を追加で記入すること!...これ大事

㉔-2(年末調整減税額)30,000円 ㉔-3(引ききれなかった税額)0円 ㉔-4(控除しきれなかった減税額)9,500円

定額減税  
花子さん1人分

(6年分所得税) - (定額減税)  
20,500円 - 30,000円

30,000円に満たなかった金額

※ただし、記入する部分は\_\_のみ

《控除後にやることは?》

①令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿を基に、納期の特例の場合【源泉所得税の納付書＝1月20日(月)納期限】を税額が0円でも税務署に出します。

②市町の市民税係に提出する【給与支払報告書＝1月31日(金)提出期限】を作成します。(P4を参照)

【記載例】 < 年末調整を行った一般的な場合 >  
令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東金市南上宿2-8-16	(受給者番号)														
		(個人番号) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1														
		(役職名)														
		氏名 (フリガナ) アオイロ ハナコ 青色 花子														
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)					所得控除の額の合計額					源泉徴収税額				
給与	内 千 円 1,440,000	千 円 890,000					千 円 480,000					内 千 円 0				
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
		老人	特定	老人	その他	人	人	人	人	人	人		特別	その他		
有	従有	千 円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
社会保険料の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額							
内 千 円			千 円			千 円			千 円							

(摘要)

源泉徴収時所得税減税控除済額 20,500円 控除外額 9,500円

控除した金額をここに書く

定額減税額に満たなかった場合、残りの金額をここに書く。花子さんの場合 30,000円-20,500円=9,500円

《まとめ》

給与以外に公的年金、個人年金、不動産所得等の所得がある方は、確定申告で再計算をする必要があります。個人事業主の方は、確定申告の際に定額減税を行うことになります。ご不明な点は青会までお問い合わせを。

11月 各会場で《確定申告に向けた記帳相談会》を開催

今年も《記帳相談会》を下記の日程で行います。決算書の作り方がわからない方、記帳の仕方でお悩んでいる方、定額減税について等この機会をご利用ください。 ※開始時間 各会場とも9時30分～

- ・東金支部 11月1日(木) 東金青色会館(16時まで)要予約
- ・大網支部 11月27日(水) 大網白里市中央公民館(15時まで)
- ・白里支部 11月30日(土) 大網白里市いづみの里(16時まで)
- ・九十九里支部 11月22日(金) 九十九里町中央公民館(12時まで)
- ・成東支部 11月20日(水) 山武市役所会議棟(12時まで)
- ・山武支部 11月26日(火) 山武市あららぎ館(12時まで)
- ・松尾支部 11月19日(火) 山武市松尾町ITセンター(12時まで)
- ・蓮沼支部 11月19日(火) 山武市役所蓮沼出張所(12時まで)
- ・横芝支部 11月30日(土) 横芝光町文化会館(15時まで)
- ・光支部 11月27日(水) 横芝光町町民会館(12時まで)

国の退職金制度  
なので安心です

中小企業退職金共済制度

- 安心 確実な退職金支払 安心の資産運用
- 簡単管理 外部積立型で管理が簡単 退職金試算額もお知らせ
- 有利 掛金は全額非課税 掛金の一部を国が助成

さらに  
パートタイマーさんや  
家族従業員も加入できます。

中退共 (独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211

「孝夫のつぶやき」  
ひと昔前は、梅雨が明けたら夏本番と言っていたけど、今じゃや梅雨前から猛暑だ。皆さん、今年も体調管理に気をつけて、この時期を無事に乗り切りましょう！(毎年の合言葉になってきたね。)

ところで、千葉県内には青会が東金も含めて14あって広報紙の交換やっています。会員の皆さんへの周知方法・内容も様々で、大変参考になります。この時期は、研修旅行の話なんか載っていて、「東金でもバス2台チャーターして、いろんなところに行つてたなあ。」と思出しちゃいました。昔話ばかりでごめんなさいよ。また復活させるには、すごいエネルギーが必要になる。どこかに補充用エネルギーはと。あ！350ml缶があった。とりあえず今夜はこれで補充しておこう。日本選手の活躍を見ながら。さて、今年の夏は、所得税定額減税があり、「青会に入つてよかった!」と思つてくれた方もいたんじゃないかな。これから、年末調整、確定申告に定額減税がからんできます。?という方は、遠慮なく青会を頼っていただけましたら嬉しいな。待ってます!